令和８年度　第２回岩手県医療審議会

日　時：令和８年11月11日（水）15時00分～16時30分
場　所：岩手教育会館 カンファレンスルーム200（Web形式併用）

１　開　会

２　議　事

＜協議事項＞

（１）新たな地域医療構想における構想区域（案）について

（２）岩手県保健医療計画（2024-2029）中間見直し（素案）について

（３）特定労務管理対象機関の指定について

３　その他

４　閉　会

【配付資料】
○　次第
○　出席者名簿
○　座席表
○　医療審議会設置根拠等（医療法、運営要領）

協議事項
資料１　　新たな地域医療構想における構想区域（案）について
資料２－１　岩手県保健医療計画（2024-2029）中間見直し（素案）について【概要版】
資料２－２　岩手県保健医療計画（2024-2029）中間見直し（素案）について【新旧対照表本文】
資料２－３　岩手県医師確保計画（R9-R11）の策定について
資料３－１　特定労務管理対象機関の指定について
資料３－２　指定申請医療機関について
参考１　　特例水準の概要等
参考２　　診療科ごとの時間実績・目標

令和８年度　第２回岩手県医療審議会【出席者名簿】

＜委員及び専門委員＞

区　分	氏　名	所　属	役　職	備　考
委　　員	伊藤　裕一	日本労働組合総連合会岩手県連合会	会　長	会場
委　　員	梶田　佐知子	(特非)岩手県地域婦人団体協議会	事務局長	会場
委　　員	小泉　嘉明	一般社団法人岩手県医師会	副会長	会場
委　　員	佐々木　拓	岩手県市長会	(陸前高田市長)	オンライン
委　　員	鈴木　重男	岩手県町村会	会長（葛巻町長)	会場
委　　員	相馬　一二三	公益社団法人岩手県看護協会	会　長	会場
委　　員	祖父江　憲治	岩手医科大学	理事長	欠席
委　　員	大黒　英貴	一般社団法人岩手県歯科医師会	会　長	会場
委　　員	髙橋　勝重	岩手県国民健康保険団体連合会	専務理事	会場
委　　員	滝川　佐波子	一般社団法人岩手県医師会	理　事	会場
委　　員	丹野　高三	岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学講座	教　授	欠席
委　　員	野村　俊之	全国健康保険協会岩手支部	支部長	会場
委　　員	日野原　由未	岩手県立大学社会福祉学部	准教授	会場
委　　員	本間　博	一般社団法人岩手県医師会	会　長	会場
委　　員	宮田　剛	一般社団法人岩手県医師会	常任理事	会場
委　　員	村井　利昭	一般社団法人岩手県薬剤師会	会　長	会場
委　　員	吉田　耕太郎	一般社団法人岩手県医師会	副会長	会場
委　　員	和田　武彦	一般社団法人岩手県歯科医師会	専務理事	会場
専門委員	磯﨑　一太	洋野町国民健康保険種市病院	院　長	オンライン
専門委員	及川　暁	(公社)日本精神科病院協会 岩手県支部	支部長	オンライン
専門委員	川村　英伸	岩手県立中部病院	院　長	会場
専門委員	丹代　一志	昆税理士法人	代表社員	オンライン
専門委員	長谷川　大	みちのく法律事務所	弁護士	欠席

（区分ごとに五十音順）

＜事務局＞

所　属	職	氏　名
岩手県	企画理事	野　原　　勝
保健福祉部	部長	小　原　　重　幸
	副部長	加　藤　　真　司
保健福祉部医療政策室	室　　長	鈴　木　　優
	医務課長	佐　藤　泰　宗
	地域医療推進課長	高　木　　悠
	医療政策担当課長	石　川　　豊
	感染症担当課長	松　舘　宏　樹
	特命課長（医師偏在対策）	長　井　　健
	特命課長（地域医療DX推進）	細　川　　雄　一
	主任主査	小野寺　　強　太
	主　　査	古　舘　　篤
	主　　任	若　山　　勝
	主　　任	菅　原　　将　樹
	主　　任	半　田　　貴　大
	主　　事	佐々木　　拓　也
	主　　事	齊　藤　　鈴
〃　保健福祉企画室	特命課長（特定課題）	中　村　　和　也
〃　健康国保課	総括課長	千　葉　　智　貴
〃　長寿社会課	総括課長	加　藤　　勝　洋
〃　障がい保健福祉課	総括課長	高　橋　　正　志
〃　子ども子育て支援室	特命参事兼次世代育成課長	菊　地　　宏　明
〃　医師支援推進室	室　　長	佐　藤　　竜　太
	医師支援推進担当課長	阿　部　　修　身
医療局 経営管理課	総括課長	佐々木　　英　将

○　医療法（抄）

（昭和 23.7.30　法律 205）

（都道府県医療審議会）

第 72 条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

２　都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○　医療法施行令（抄）

（昭和 23.10.27　政令 326）

（都道府県医療審議会）

第５条の 16　都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

第５条の 17　委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、非常勤とする。

第５条の 18　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第５条の 19　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員 10 人以内を置くことができる。

２　専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、非常勤とする。

第５条の 20　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

３　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第５条の 21　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

４　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

５　第５条の 18 第３項及び第４項の規定は、部会長に準用する。

第５条の 22　第５条の 16 から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

○　岩手県医療審議会部会設置運営要領

（昭和 61.11.17　岩手県医療審議会決議）

（部会の設置）

第１　医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 21 第１項の規定に基づき、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）に、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

(1)　医療計画部会

(2)　医療法人部会

（所掌）

第２　部会は、次の事項を調査審議する。

(1)　医療計画部会　医療計画に関すること。

(2)　医療法人部会　医療法人に関すること。

（諮問の付議）

第３　会長は、医療計画及び医療法人に関して岩手県知事の諮問を受けたときは、当該諮問を部会に付議することができる。

（招集）

第４　部会は、部会長が招集する。

（定足数）

第５　部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

（議決）

第６　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（部会の決議）

第７　部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第８　医療計画部会及び医療法人部会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

（雑則）

第９　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

この要領は、昭和 61 年 11 月 17 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 10 年３月 27 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 14 年３月 19 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年９月 25 日から施行する。